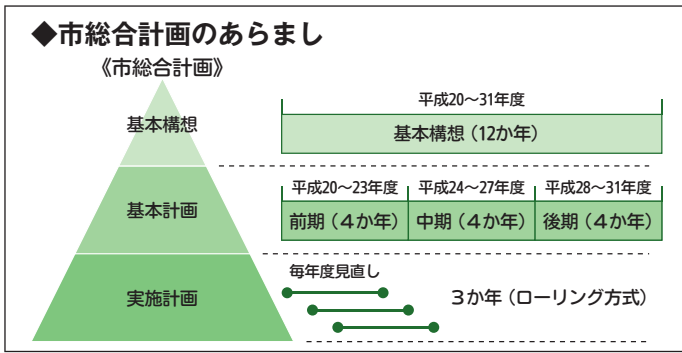


# 計画・大綱を策定しました

市では、よりよいまちづくりのため「**匠瑛市総合計画後期基本計画**」、「**匠瑛市市民協働指針**」、「**第3次匠瑛市行政改革大綱**」を策定しました。

## 匠瑛市総合計画後期基本計画

この計画は、基本構想※1、基本計画、実施計画※2で構成される総合計画のうち、基本構想の具体化に必要な施策



や事業を、総合的かつ体系的に明らかにする基本計画です。計画期間は平成28年度から31年度までの4か年です。

※1 市が目指す将来都市像およびそれを実現するための施策の大綱を明らかにしたもので、計画期間は平成20年度から31年度までの12か年。

※2 基本計画に定めた施策について、実施する具体的な事業内容と実施時期を定めたもの。計画期間は3か年で、毎年度見直しや修正を行うローリング方式により策定。

## 匠瑛市市民協働指針

この指針は、市の「協働」における基本的な考え方や方向性を示すものです。市総合計画に掲げるまちづくりの基本目標「市民と行政が協働し、市民が主役のまちをつくる」の施策として、市民と行政との協働によるまちづくりの推進を図ります。

今後、この指針に基づき、行政を含むさまざまな活動主

体が互いに力を合わせ、地域課題に取り組み、「協働のまちづくり」を市民の皆さんと共を目指します。

### 《キャッチフレーズ》

- そ 創意と工夫で
- う 生み出す
- さ 支え合う協働のまちづくり

### ◆協働とは

地域における多様な主体が地域におけるさまざまな課題を共有し、「自分ごと」として捉えつつ、一緒に知恵を絞ることができることを持ち寄りながら、その解決に向けて連携・協力して取り組んでいくことです。

## 第3次匠瑛市行政改革大綱

この大綱は、新たな行政課題に対応し、将来にわたって持続可能な行政運営への転換を図るため、行政改革の考え方や取り組み内容をまとめたものです。計画期間は平成28年度から31年度までの4か年

です。

### ◆行政改革の総括的数値目標

①計画期間内の各年度における経常収支比率の80%台の維持(参考 平成26年度は87%)  
経常収支比率：扶助費、人件費、公債費等の経常的経費に對して、市税や地方交付税等の経常的な歳入がどの程度充当されたかを示す割合のことです。

②平成31年度末における財政調整基金残高の30億円台の確保(参考 26年度末は27億円)  
財政調整基金残高：年度間の財源の不均衡を調整する目的で積み立てられる積立金のことです。

### ◆行政改革の推進項目

①持続可能な財政基盤の強化等

○財政健全化計画の実施、公施設等総合管理計画の実施など(計18項目)

②協働・民間委託等の市の役割の再構築等

○市民協働指針等による協働の推進、民間委託等による民間活力の推進など(計7項目)

③組織機構の見直し・定員管理・給与の適正化及び人材育成の推進等

○効率的な組織機構の見直し、第3次定員適正化計画の策定・実施など(計11項目)

### 《問い合わせ》

総合計画後期基本計画・市民協働指針は企画課企画調整班 ☎73・0081、行政改革大綱は総務課庶務班 ☎73・0084

### 福祉課、環境生活課

## 班の名前などが変わりました

4月1日から福祉課(福祉班・保護班・児童班)と環境生活課(市民生活班)の名称・業務内容が次のように変わりました。

### 新名称と業務内容

#### ◆福祉課

- 【障害福祉班】障がい者の支援に関する業務など
- 【社会福祉班】生活保護、社会福祉に関する業務など
- 【子育て支援班】子育て支援に関する業務など

#### ◆環境生活課

- 【市民協働班】今までの業務に市民協働に関する業務などを追加

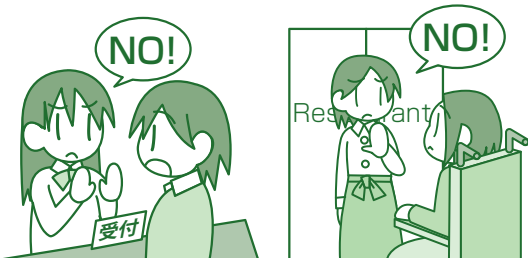
※福祉課、環境生活課ともに所在地と電話番号は変更ありません。

☎総務課庶務班 ☎73-0084

# くらしの情報

## ●障がいをもととする不当な差別的取り扱いの例

障がいを理由として、サービスの提供や入店を拒否してはいけません。



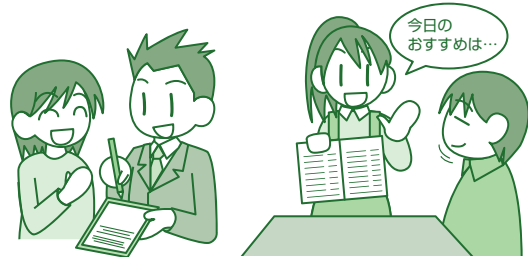
障がいがある人は、ない人たちとは違う扱いを受けることがありません。障がいがある人に対する「合理的配慮をしないこと」が差別に当たります。

## ■どんなことが差別になるの

障害者差別解消法では、障がいを理由とした差別を禁止することや、障がいのある人の権利や利益を守ることが決められています。

## ●合理的配慮の例

筆談や読み上げなど、ちょっとした配慮で助かる人もいます。



とや、自分の障がいに合った必要な工夫・やり方をしても構わないことなど、日常生活でさまざまな不便さを感じる場合があります。このように障がいがある人に対しての「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮をしないこと」が差別に当たります。

# 障害者差別解消法が施行

誰もが安心して暮らせる社会へ

4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。この法律は、障がいのある人もない人も、互いを尊重し合い、安心して暮らせる社会を作ることを目指すものです。

### ◆不当な差別的取り扱い

障がいを理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限や条件を付したりして、障がいのない人と違う扱いをすることです。

### ◆合理的配慮をしないこと

障がいのある人が困っているときに、その人にあった工夫ややり方をしないことです。

### 行政機関と会社などでは少し違います

障害者差別解消法への対応として「不当な差別的取り扱いをすること」は、行政機関も民間事業者なども禁止されています。また、行政機関は必ず「合理的配慮」をしなければいけません。民間事業者などは、障がいのある人が困らないように、「できるだけ努力すること」とされています。ただし、合理的配慮のための費用が掛かりすぎる場合などは、他の工夫ややり方を考えることになります。

障がいのある人もない人も尊重し合い、共に生きる社会の実現のため、私たち一人一人がこの法律を理解し、行動することが大切です。

福祉課障害福祉班

☎73・0096

## スマホアプリでより身近な広報紙へ

### i 広報紙で「広報そうさ」を配信



「広報そうさ」を多くの皆さんに手軽に読んでもらえるよう、スマートフォン用アプリケーションソフト（アプリ）「i 広報紙」による配信を開始しました。アプリをダウンロードして登録すると、発行日に自動で配信され「いつでも、どこでも」広報紙を読むことができます。

- 3 他の自治体の広報紙を読むことができます  
「広報そうさ」だけでなく、i 広報紙を利用する全国の自治体の広報紙を読むことができます。

### i 広報紙の便利な機能

広報紙の配信以外にも、さまざまな便利な機能があります。

- 1 匝瑳市の最新情報をお知らせします  
「お住まいの地域」に匝瑳市を設定すると、市ホームページの最新情報を見ることができます。
- 2 利用者に合わせた市の情報を見ることができます  
「興味のある分野」にイベント、子育てなどのカテゴリを選択すると、特定の情報をピックアップして見ることができます。

### アプリをダウンロードしよう

右のQRコードからアクセスし、アプリをダウンロードしましょう。



（※App Store、Google play共通）

※アプリの利用料は無料ですが、ダウンロードや情報の受信の通信料は利用者の負担になります。

### 《問い合わせ》

広報紙の配信に関しては秘書課広報広聴班 ☎73-0080  
アプリ内容・動作に関しては総ホープ ☎092-716-1404